

○ 監理技術者等の配置に関する事務取扱要領

制 定 令和 4 年 12 月 22 日

最近改正 令和 7 年 3 月 18 日

(趣旨)

第 1 条 この要領は、大阪市が発注する工事において、主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐（以下「監理技術者等」という。）の適正な配置を確保するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 主任技術者 建設業法（以下「法」という。）第 26 条第 1 項の規定により設置する者をいう。
- (2) 監理技術者 法第 26 条第 2 項の規定により設置する者をいう。
- (3) 専任特例 1 号 法第 26 条第 3 項第 1 号に規定する主任技術者又は監理技術者の専任義務の緩和をいう。
- (4) 専任特例 2 号 法第 26 条第 3 項第 2 号に規定する監理技術者の専任義務の緩和をいう。
- (5) 監理技術者補佐 法第 26 条第 3 項第 2 号の規定により専任特例 2 号を適用する監理技術者が行うべき職務を補佐する者をいう。

(配置予定技術者調書の提出)

第 3 条 工事に係る一般競争入札（制限付一般競争入札、総合評価落札方式を含む。以下同じ。）、公募型指名競争入札又は指名競争入札を実施する際は、当該工事を受注した場合に配置を予定する監理技術者等（以下「配置予定技術者」という。）を記載した配置予定技術者調書（別紙 1）を、次に掲げる資料を添付し、本市が指定する日までに提出させるものとする。また、第 8 条第 1 項、第 9 条第 1 項又は第 3 項を適用する場合は、計画書（別紙 2）を併せて提出させるものとする。

- (1) 建設業許可の申請・変更等の届出時に提出している経營業務の管理責任者証明書及び専任技術者証明書もしくは専任技術者一覧表の副本の写し
- (2) 配置予定技術者調書に記載する国家資格等を証するものの写し
- (3) 監理技術者を配置する場合は、監理技術者資格者証（表・裏）の写し
- (4) 実務経験による主任技術者を配置する場合は、主任技術者経歴書（別紙 3）
- (5) 所属建設業者との直接的かつ恒常的な雇用関係を証する書類（監理技術者資格者証、健康保険被保険者証（所属建設業者名が記載されているもの。ただし、令和 7 年 12 月 1 日までの取扱いとする。）、健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届（年金事務所が受け付けたこと分かるもの）、健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書、市町村が作成する住民税特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）のいずれか）の写し（代表者を配置予定技術者とする場合を除く。）

2 配置予定技術者調書の提出期限までに配置予定技術者を特定することができない場合は、複数の配置予定技術者調書の提出を認め、次の各号に掲げる場合により、当該各号に定める日までに配置予定技術者を特定させるものとする。

- (1) 余裕期間制度活用工事の場合 着工日の前日
- (2) 議会の議決を要する工事の場合（前号に該当する場合を除く） 本契約締結日の前日
- (3) 前2号に定める工事以外の工事の場合 落札決定日

（3か月以上の恒常的な雇用関係の確認）

第4条 工事の請負代金額（消費税及び地方消費税を含む。）が建設業法施行令第27条に規定する金額以上の場合、一般競争入札又は公募型指名競争入札の場合にあつては公告文又は公示文（以下「公告文等」という。）に定める日、指名競争入札の場合にあつては入札の執行日（以下「指定日」という。）を基準とし、前条第1項第5号の書類により、次のいずれかに該当することをもって3か月以上の恒常的な雇用関係を確認するものとする。

- (1) 資格取得年月日及び通知年月日が指定日より3か月以前であること。
- (2) 資格取得年月日は指定日より3か月以前であるが、通知年月日が指定日より3か月以前でない場合は、誓約書（別紙4）の提出があること。

（専任配置の確認）

第5条 工事の請負代金額（消費税及び地方消費税を含む。）が建設業法施行令第27条に規定する金額以上の場合、落札決定日において第3条により提出させた配置予定技術者調書に記載された配置予定技術者が他の工事に配置されていないことを確認するものとする。ただし、施工当初は工場製作のみであつて現場が稼働しない工事の場合はこの限りでない。なお、その場合は公告文等にその旨を記載する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合は、当該各号に定める日において専任配置できることを確認するものとする。

- (1) 余裕期間制度活用工事の場合 着工日の前日
- (2) 議会の議決を要する工事の場合（前号に該当する場合を除く） 本契約締結日の前日

（監理技術者等の配置）

第6条 工事の契約後、最初に配置する監理技術者等は、配置予定技術者調書に記載された者でなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる条件に該当するものとして、大阪市が変更を認める場合は、配置予定技術者調書に記載された者以外の者を監理技術者等とすることができものとする。この場合において、大阪市が公告文等において求める全ての条件（ただし、当該工事の工期が6月を超える場合に限り、変更の申請日以前に3か月以上の恒常的な雇用関係にあることをもって条件を満たすものと認める。）（以下「配置条件」という。）を満たし、かつ当初予定していた配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならないものとする。

- (1) 下請契約の請負代金額が変更になり、主任技術者から監理技術者又は専任特例2号を適用する監理技術者及び監理技術者補佐へ変更しなければならない場合
- (2) 傷病等の理由により監理技術者等としての職務の遂行ができないと判断された場合
- (3) 当該監理技術者等が死亡した場合

- (4) 当該監理技術者等が退職した場合
- (5) 当該監理技術者等が転勤となった場合
- 3 前項に該当する場合を除き、配置予定技術者調書に記載された者を当該工事に配置することができない場合は、契約を締結しないものとする。

(監理技術者等の途中交代)

第7条 次に掲げる条件に該当するものとして、大阪市が認める場合を除き、配置した監理技術者等の工期途中での交代は認めない。なお、この場合、配置条件を満たし、かつ配置していた監理技術者等と同等以上の者を配置しなければならないものとする。

- (1) 前条第2項各号に該当する場合
 - (2) 工期が2年以上の長期に渡る工事であって、1年以上の期間連続して監理技術者等として従事している場合
 - (3) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場から現地へ工事の現場が移行する場合
 - (4) 一部完成期限を設けている部分の引渡しが完了するなど、監理技術者等の交代が合理的であると認められる場合
 - (5) 受注者の責によらない理由により工事中止又は工事内容の大幅な変更が発生し、工期が延長された場合
- 2 前項第2号から第5号の規定による交代時期は、工程上一定の区切りと認められる時点とし、工事の規模、難易度等に応じ一定期間重複して工事現場に設置するなどの措置をとることにより、工事の継続性、品質確保等に支障がないと認められる場合に限るものとする。
- 3 第1項第3号又は第4号の規定により監理技術者等の交代を認める場合は、あらかじめ公告文等において明示するものとする。
- 4 監理技術者から専任特例2号を適用する監理技術者への変更及び専任特例2号を適用する監理技術者から監理技術者への変更は、途中交代には該当しないものとする。

(専任配置の特例)

第8条 主任技術者又は監理技術者が次に掲げる全ての要件に該当するときは、専任特例1号を適用し、工事を2件まで兼任できるものとする。

- (1) 各建設工事の請負代金の額が、1億円未満（建築一式工事の場合は2億円未満）であること。なお、工事途中において、請負代金の額が1億円（建築一式工事の場合は2億円）以上となった場合には、それ以降は専任特例を適用できず、主任技術者又は監理技術者を工事毎に専任で配置しなければならない。
- (2) 建設工事の工事現場間の距離が、同一の主任技術者又は監理技術者がその一日の勤務時間内に巡回可能なものであり、かつ工事現場において災害、事故その他の事象が発生した場合において、建設工事の工事現場間の移動時間がおおむね2時間以内であること。なお、当該移動時間は片道に要する時間であり、また、その判断は当該工事に関し通常の移動手段（自動車など）の利用を前提に、確実に実施できる手段により行うものとする。
- (3) 当該建設業者が発注者となった下請契約から数えて、下請次数が3を超えていないこと。なお、工事途中において、下請次数が3を超えた場合には、それ以降は専任特例を適用できず、主任技術者又は監理技術者を工事毎に専任で配置しなければならない。

- (4) 当該建設工事に配置する主任技術者又は監理技術者との連絡その他必要な措置を講ずるための者（以下「連絡員」という。）を当該建設工事に配置していること。なお、当該建設工事が土木一式工事又は建築一式工事の場合の連絡員は、当該建設工事と同業種の建設工事に関し1年以上の実務の経験を有する者を当該工事現場に置くこと。なお、連絡員に当該建設工事への専任や常駐は求めない。また、連絡員の雇用形態については、直接的・恒常的雇用関係は必要ない。
 - (5) 当該工事現場の施工体制を主任技術者又は監理技術者が情報通信技術（遠隔から現場作業員の入退場が確認できるもの）を利用する方法により確認するための措置を講じていること
 - (6) 計画書（別紙2）を作成し、工事現場毎に備え置くこと。また、当該計画書は、建設業法施行規則第28条に規定する帳簿の保存期間と同じ期間、当該建設工事の帳簿を保存している営業所で保存しなければならない。
 - (7) 主任技術者又は監理技術者が、当該工事現場以外の場所から当該工事現場の状況を確認するために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器（スマートフォン、タブレット端末、WEB会議システム等）が設置され、かつ当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること
- 2 監理技術者が、監理技術者補佐を専任で配置したときは、専任特例2号を適用し、大阪市発注の工事（工事現場が大阪市内に限る。）を2件まで兼任できるものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、同一の主任技術者又は監理技術者が、専任特例1号を適用した工事現場と専任特例2号を適用した工事現場を兼務することはできない。
- 4 第2項の規定にかかわらず、次の各号に該当する工事においては、専任特例2号の適用対象外とする。
- (1) 総合評価高度技術提案型方式により入札を行う工事
 - (2) 低入札価格調査制度適用工事
 - (3) あらかじめ公告文等において明示する維持工事（通年維持工事等の社会機能の維持に不可欠な工事）

（営業所技術者等と監理技術者等との関係）

第9条 営業所技術者（法第7条第2号により設置する専任の者をいう。）又は特定営業所技術者（法第15条第2号により設置する専任の者をいう。）（以下「営業所技術者等」という。）は、主任技術者又は監理技術者の専任配置を要する工事において、次に掲げるすべての要件を満たす場合、特定営業所技術者にあつては主任技術者又は監理技術者の職務を、営業所技術者にあつては主任技術者の職務を兼ねることができるものとする。ただし、専任特例1号及び2号を適用する場合を除く。

- (1) 営業所技術者等が置かれている営業所において請負契約が締結された工事であること
 - (2) 兼ねる工事現場の数が1以下であること
 - (3) 第8条第1項第1号から第7号に規定する要件を満たすこと。この場合において、「建設工事の工事現場間」とあるのは「営業所から当該工事現場間」と読み替えるものとする。
 - (4) 営業所技術者等が所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること
- 2 営業所技術者等又は経營業務の管理責任者（法第7条第1号に規定する者をいう。）は、監理技術者等の専任配置を要しない工事において、次に掲げる全ての要件を満たす場合、

主任技術者の職務を兼ねることができるものとする。

- (1) 営業所技術者等が置かれている営業所において請負契約が締結された工事であること
 - (2) 工事現場と営業所が近接(工事現場が大阪市内である場合又は工事現場が大阪市内以外である場合は、営業所から工事現場までの距離が約 30km 以内である場合)し、当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあること
 - (3) 営業所技術者等又は経營業務の管理責任者が所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること
- 3 営業所技術者等は、監理技術者等の専任配置を要しない工事（前項を除く。）において第 1 項に掲げるすべての要件（第 8 条第 1 項第 1 号を除く。）を満たす場合、主任技術者の職務を兼ねることができるものとする。
- 4 第 1 項から第 3 項は併用できない。

附 則

- 1 この要領は、令和 5 年 1 月 1 日から施行する。ただし、令和 5 年 3 月 31 日までの間は、第 3 条第 1 項第 5 号中「住民税特別徴収税額通知書・変更通知書のいずれか」とあるのは、「住民税特別徴収税額通知書・変更通知書（以下「所定書類」という。）のいずれか又は雇用保険の被保険者通知書及び被保険者証その他公的な書類（ただし、所定書類を提出できない場合に限る。）」とする。
- 2 入札時における配置予定技術者調書の提出に関する取扱要領及び入札時における配置予定技術者調書の提出に関する取扱要領の運用については、廃止する。

附 則

- 1 この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要領による改正後の監理技術者等の配置に関する事務取扱要領の様式は、この要領の施行日（以下「施行日」という。）以後に発注する案件について適用し、施行日前に発注した案件については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和 6 年 9 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の規定は、施行日以後に発注する案件について適用し、施行日前に発注した案件については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、令和 7 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の規定は、施行日以後に発注する案件について適用し、施行日前に発注した案件については、なお従前の例による。

配置予定技術者調書

別紙 1

商号又は名称 _____

工事名称	
------	--

当該工事に配置予定の技術者は、下表のとおりです。

ふりがな		生年 月 日	年 月 日 生
技術者氏名			
現在配置中工事	☐ 無 ☐ 有		
兼任する工事名	(専任特例による工事現場の兼務を行う場合に記載)		
予定従事役職	法令による資格・免許等 (当該工事に求められる資格を記載すること)		
該当する項目に ☒	監理技術者資格者証 【交付番号: _____】	監理技術者講習受講日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 修了	
☐ 監理技術者 (☐ 専任特例 2 号※) (☐ 監理技術者補佐)	国家資格等の名称 ☐ 1・2 級 () 施工管理技士 【資格番号: _____】 ☐ 1 級 () 施工管理技士補 【資格番号: _____】 ☐ その他 ()		
☐ 主任技術者 ☐ 上記について専任配置	☐ () 年以上の実務経験 (建設業法第 7 条 2 号 (イ・ロ・ハ該当)) ※実務経験による主任技術者を配置する場合は、別紙 3 の「主任技術者経歴書」を提出すること		
上記、配置予定の技術者が建設業法第 26 条第 3 項第 1 号又は第 26 条の 5 の適用を受ける者の場合は、以下のチェック欄に ☒ すること (適用を受けなくなった場合は、発注者に報告のうえ専任配置すること。) ☐ 建設業法第 26 条第 3 項第 1 号の適用を受ける者である ☐ 建設業法第 26 条の 5 の適用を受ける者である			
経營業務の管理責任者の氏名 (建設業法第 7 条第 1 号)			
営業所技術者等の氏名 (建設業法第 7 条第 2 号、第 15 条第 2 号)			

※専任特例 2 号：建設業法第 26 条第 3 項第 2 号の規定の適用を受ける監理技術者
 そのほか、提出にあたっては「監理技術者等の配置に関する事務取扱要領」を確認すること。

◆ 次に掲げる資料を添付すること。

- 建設業許可の申請・変更等の届出時に提出している経營業務の管理責任者証明書及び営業所技術者等証明書 (又は専任技術者証明書) もしくは営業所技術者等一覧表 (又は専任技術者一覧表) の写し
- 配置予定技術者調書に記載する国家資格等を証するものの写し
- 監理技術者を配置する場合は、監理技術者資格者証 (表・裏) の写し
- 実務経験による主任技術者を配置する場合は、主任技術者経歴書 (別紙 3)
- 所属建設業者との直接的かつ恒常的な雇用関係を証する書類※ (監理技術者資格者証、健康保険被保険者証 (所属建設業者名が記載されているもの。ただし、令和 7 年 12 月 1 日までの取扱いとする。)、健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届 (年金事務所が受け付けたことの分かるもの)、健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書、市町村が作成する住民税特別徴収税額の決定・変更通知書 (特別徴収義務者用) のいずれか) の写し
 (代表者を配置予定技術者とする場合を除く。)

※ 提出するにあたっては、次のとおりマスキングを実施すること。

書 類	マスキング項目
健康保険被保険者証	・ 保険者番号 ・ 被保険者等記号・番号
健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届	・ 個人番号 (基礎年金番号)
健康保険・厚生年金保険被保険者 標準報酬決定通知書	・ 被保険者整理番号 ・ 基礎年金番号
住民税特別徴収税額通知書・ 変更通知書	・ 複数名の記載がある場合は、配置予定技術者以外の者の記載

なお、QR コードの記載があり、その QR コードを読み取ると保険者番号等がわかるものについては、QR コードにもマスキングを実施すること。

(参考様式)

別紙2

年 月 日

省令^{※1}17条の2又は17条の5に基づく人員の配置を示す計画書

対象期間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日			
------	---------------------	--	--	--

建設業者	名称 (イ ^{※2})					
	所在地 (イ)					
主任技術者 又は監理技 術者 (営業所技 術者又は特定営 業所技術者)	氏名 (ロ)					
	所属営業所名 (ロ)				※17条の5の場合のみ記載	
	一日平均の 法定外労働時間 (ハ)	見込み時間		実績時間		

建設工事 1	工事名称 (ニ(1))										
	工事現場所在地 (ニ(1))										
	契約締結営業所 (ニ(1))	名称					※17条の5の場合のみ記載 ※上記所属営業所と同じで ある必要				
		所在地									
	建設工事の内容 (ニ(2))					※法別表第1上段のどれか					
	請負代金の額 (ニ(3))					※1億円未満 (建築一式工事の場合 は2億円未満) である必要					
	移動時間 (ニ(4))					※1日で巡回可能かつ概ね2時間以内 である必要					
	下請次数 (ニ(5))					※3次以内である必要					
	工事現場の施工体制の 確認方法 (ニ(7))										
	情報通信機器 (ニ(8))										
	連絡員 (ニ(6))	氏名									
		所属会社									
		実務の経験 ※土木一式工事又は 建築一式工事の場合 に記載 ※実務の経験は1年 以上である必要	工事名称	期間							
				年	月	～		年	月		
				年	月	～		年	月		
			合計					年		月	

建設工事 2	工事名称 (ニ(1))										
	所在地 (ニ(1))										
	建設工事の内容 (ニ(2))					※法別表第1上段のどれか					
	請負代金の額 (ニ(3))					※1億円未満 (建築一式工事の場合 は2億円未満) である必要					
	移動時間 (ニ(4))					※1日で巡回可能かつ概ね2時間以内 である必要					
	下請次数 (ニ(5))					※3次以内である必要					
	工事現場の施工体制の 確認方法 (ニ(7))										
	情報通信機器 (ニ(8))										
	連絡員 (ニ(6))	氏名									
		所属会社									
		実務の経験 ※土木一式工事又は 建築一式工事の場合 に記載 ※実務の経験は1年 以上である必要	工事名称	期間							
					年	月	～		年	月	
					年	月	～		年	月	
			合計					年		月	

※1：建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）
※2：省令（17条の2第1項第5号又は省令17条の5第1項第5号）の該当する号等、他同じ

以上

実務経験による主任技術者を配置する場合のみ提出すること。

主任技術者経歴書

商号又は名称 _____

氏名及び生年月日		所属会社及び入社年月日		建設工事の種類 (当該工事に求められる工種)	
(昭・平 年 月 日 生)		(昭・平・令 年 月 日 入社)			
該当区分 (該当する欄に○)			学歴及び学科 (法第7条第2号イ 該当者(指定学科卒業者)は以下も記入すること)		
	建設業法第7条第2号 イ 実務経験 3年以上				
	建設業法第7条第2号 イ 実務経験 5年以上	(昭・平・令 年 月 日 卒業)			
	建設業法第7条第2号 ロ 実務経験 10年以上				
	建設業法第7条第2号 ハ 実務経験 ()年以上				
工事名		所属会社※1	発注者又は※2 注文者名	従事した期間※3	従事した職名

なお、記載内容について、関係書類等の確認を行う場合があります。

※1 過去に所属した会社の実績の場合は所属会社欄に当時の所属会社名も併せて記載すること。

※2 元請の場合は発注者名、下請の場合は注文者名を記載すること。

※3 「工事の終期」と「次の工事の始期」までの期間が12ヶ月を超えない場合、連続した実務経験があることとみなす。

誓 約 書

令和 年 月 日

大阪市 長 様

住所又は事務所所在地
商 号 又 は 名 称
氏 名 又 は 代 表 者 氏 名

令和 年 月 日入札の _____ において提出しました配置予定技術者調書及び同調書添付資料について、内容に誤りが無いことを誓約いたします。

また、同調書記載の _____ については、直接的な雇用関係を有し、かつ指定日*現在で3ヶ月以上の恒常的な雇用関係を有する者であることを報告いたします。

今後、同調書及び同調書添付資料に虚偽の記載をした事実が判明した場合には、いかなる処置を講じられても、一切の異議申し立てをいたしません。

※ 指定日・・・

一般競争入札（制限付一般競争入札、総合評価落札方式含む。）及び公募型指名競争入札の場合は、入札公告文又は公示文に定める日
指名競争入札の場合は入札の執行日